

平戸市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月26日(木) 午前9時30分から午前11時23分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(18人)

会長 19番 丸田 保

会長職務代理者 8番 川村 政幸

委員

1番 蜜山 隆満	2番 岡村 勝彦	3番 阿部 榮	4番 小川 隆友
5番 本山 勝茂	6番 松本 一郎	7番 谷本 雅嗣	
10番 桝屋 可恵	11番 青崎日出男	12番 大山 荒助	13番 山下 忠平
14番 松山 浩幸	15番 藤沢 和正	16番 大山 光敏	17番 福田 延之
18番 永田 守			

4. 欠席委員(1人)

9番 前川 一夫

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第 1 号 農地改良等届出について

報告第 2 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

報告第 3 号 農地法第5条に係る違反転用について

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地通知の申出について

議案第 5 号 第1回農用地利用集積計画(案)について

議案第 6 号 第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 総務農地班長 橋口 健 主査 近藤 裕司

主査 山本 寿子

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度4月期 第1回総会を開会いたします。
はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

○丸田会長

皆様おはようございます。本日は4月期の第1回総会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。いよいよ新緑の季節となつてまいりました。山もみどり一色そして、つつじの花も満開を過ぎようとしております。一昨日の局地的な雨で花も散りかけているようです。皆様方には農作業で大変多忙な時期と思います。

昨日、平戸市地域農業再生協議会の総会を開催させていただきましたが、平成30年度の所得安定対策のことが議題でございました。昨年までの米の生産数量目標の配分計画、そして米の直接支払い制度が今年から国の政策で廃止となつてまいりました。平成30年度の所得安定対策の受付も来月から始まります。日程については農林課で調整中とのことです。年度初めで多忙な次期となりますがくれぐれもお体に気をつけていただきまして、農作業に励んでいただきたいと思います。本日欠席の委員が怪我をなされたとの連絡があり心配しておりますが大事に至らなければと思っております。怪我の程度は把握しておりません。皆様方も十分気をつけていただきたいと思います。

本日も、重要な案件を審議いただくわけでございます。最後まで慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げまして開会の挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は9番委員より欠席の届出ありましたので、ご報告いたします。よって、出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、丸田会長にお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指

名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。
議事録署名委員に、1番委員、5番委員にお願いします。
書記には事務局職員の主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

次に日程第4、4月期の会務報告と、5月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに4月の主な会務報告をいたします。
議案書の1ページをお開き下さい。
(4月会務報告を報告)
次に5月の行事予定を申し上げます。
(5月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成30年度・5月期の総会日程を、あらかじめ決めたいと思います。次回総会を5月25日金曜日とし、場所は、平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を5月25日金曜日とし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第1号 農地改良等届出について 》

○議長

はじめに、報告第1号「農地改良等届出について」、を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

それでは、2ページをご覧ください。報告第1号「農地改良等届出について」です。
番号1番は農地全体が2筆5949㎡で、この内2987.4㎡の改良を行い、全体を同じ高さにする農地改良です。2番は高さの違う農地を改良して耕作利便を図る農地改良です。
(報告第1号を朗読、パワーポイントを併用して説明:2件)

○議 長

ただ今、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。報告第1号については、届出のとおり処理済といたします。

《報告第2号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

○議 長

次に、報告第2号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

報告第2号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」議案書3ページをお開きください。番号1は中間管理機構による集積予定、番号2はこの後の貸借を協議中、番号3と4は農地法第3条による所有権移転のための解約です。
(報告第2号を朗読:4件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第2号については、届出のとおり処理することといたします。

《報告第3号 農地法第5条に係る違反転用について》

○議 長

次に、報告第3号「農地法第5条に係る違反転用について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

4ページをご覧ください。農地法第5条に係る違反転用ですが簡易な追認事項とはならない案件として報告案件です。県トンネル工事にかかるもので、建設業者が農地に資材置場及びコンクリート製造施設を既に建設している案件です。一時転用として期間が来れば現状に復していただく案件です。

(報告第3号を朗読:1件)

(パワーポイントを併用して説明:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

○委 員

近隣への影響は。

○事務局

近隣へは影響ないと思われます。県事業ではありますが簡易な案件として認められる案件ではなく、重要な違反案件として報告するものであり、この案件を県に報告の後、追認事項と県が判断すれば次回の総会にでも一時転用として審議案件となるものです。

○委 員

公共工事に伴うものは、建設課でも指導はしていないのですか。

○事務局

県工事なので市建設課は指導していないが、公共工事などの場合は各課にも農業委員会から農地法の許可等を受けるようお願いしている。

○委 員

期間はどうか、その後施設はどうするのですか。

○事務局

工事は平成30年10月末までとのことです。一時転用ですので期間終了後は撤去の上、現状復帰となります。

○委 員

この近隣で重機が何か工事しているが、関連はあるのですか。

○事務局

その件は農地以外の土地となりますので、この件とは関係ありません。

○議 長

他にございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第3号については、届出のとおり処理することといたします。

《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

5ページをご覧ください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、2番、4番は経営規模拡大のため所有権移転を売買で、3番、5番は経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行います。詳しくはお手元の3条の調査書をご一読願います。

(議案第1号を朗読:5件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

○委 員

2番の案件で譲受人が市外の方ですが、片道1時間くらいかかるようですが問題はないのですか。

○事務局

譲受人が市外の方であり、所在の農業委員会に情報を確認しました。農家であること、経営面積が下限面積以上であることを確認しました。譲受人は農業経営の規模拡大を目指しており、耕作は確実に行う旨、確認しております。

○議 長

他にございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第1号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようです。議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。ただし、3件とも県の追認事項でありますので担当委員の補足説明は省略します。それでは、事務局より提案説明を求めます。

○事務局

6ページをご覧ください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。1番は、昭和63年から倉庫及び資材置場として利用しているもの。2番は昭和58年から倉庫及び資材置場として利用しているものであります。なお、1番、2番の申請者は同一人です。3番は昭和35年から農家住宅として建設され現在も住んでおられるものです。3件とも県の追認案件であります。

(議案2号を朗読:3件)

(パワーポイントを併用して説明:3件)

○議 長

ただ今、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局の説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

○委 員

3件とも追認事項であります。発覚した理由は何ですか。また、1番、2番とも資材置場として利用してきたことですが、こういうことがないよう申請人には指導していただきたい。

○事務局

3件とも発覚した理由は本人からの申し出によるものです。3番は該当地に住宅を建て替えることから今回、農地であると判明した。1番2番は以前、転用申請を行って許可があったとの認識から利用してきたが、事務局に確認があり調査したがそういう事実を確認できなかったのもので、今回の申請となったものであります。申請人には農地を農地以外の目的で使用しないよう指導を行って行きたい。

○議 長

他にございませんか。他に質疑がないようです。質疑を終結いたします。議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようです。議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

7ページをご覧ください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。1番については保育園の運動場用地として賃貸借による転用申請であります。2番については、住宅建設用地として、贈与による所有権移転での転用申請であり、この件は農業振興整備計画も変更済の案件です。3番については、太陽光発電用地として、売買による所有権移転による転用申請です。申請地の隣接住宅の所有者から計画反対の相談があり、隣接の同意書を求めることができるため、住宅所有者、農地所有者からの同意を得るよう求めたが同意にいたっていない。同意が得られていない理由書は提出している。ただし、同意がなくても許可、不許可の判断とはなり得ないとのことである。

(議案3号を朗読:3件)

(パワーポイントを併用して説明:3件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

事務局の報告のとおりであります。保育園も古くなり耐震化もなされていないとのことで建替えることになったようです。運動場も狭く申請農地を相談したものです。申請農地は果樹が植えてありますが、農地としてはあまり利用されていない状況です。近隣農地には影響はないものと確認しました。ご審議の程をよろしくお願いします。

○委 員

4月16日に農業委員、推進委員、申請人の代理人、事務局と現地確認を行いました。2番の

申請農地は自己保全管理中ではありますが、住宅建設の生活排水は合併浄化槽設置の上道路側溝に排水するとのことであり、通風・日照についても近隣農地には影響はないと見受けられました。

3番の案件は事業者も立ち会いましたが、現地はしばらく耕作されていない状況であります。申請農地は舗装等行わないとのことと雨水も市道側溝に放流するとのこととです。隣接の宅地及び農地の所有者からは同意を頂いていないとのことでした。ご審議の程をよろしく申し上げます。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

○委 員

3番の件ではありますが、事務局からも説明がありましたとおり、両となりの地権者から自治会長を通じて建ててもらったら困ると聞いている。法的には建設には問題ないようだが、法律上のトラブルについては、農業委員会是对応できないと事業者には伝えているが事務局としてどう対応するのですか。

○事務局

事業実施後に問題が生じた場合は、被害防除計画に基づき事業主で対応して頂くこととなる。

○議 長

ここで、暫時休憩いたします。

(10:20分休憩)

(10 : 43 分再開)

○議 長

会議を再開します。事務局の説明を求めます。

○事務局

3番の案件についてですが、県に進達する時は隣接の同意書が出ていない状況にあること総会の中では同意書をつけて進達すべきではないのかとの意見があったことを付して進達した

と思います。

○議 長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第3号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第4号 非農地通知申し出について 》

○議 長

次に、議案第4号「非農地通知申し出について」を議題といたします。

事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

8ページ、9ページをご覧ください。議案第4号「非農地通知申し出について」です。1番から5番まで、現況は山林・原野化しておりました。

(議案第4号朗読:5件)

(パワーポイントを併用して説明:5件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

16日に農業委員3名、推進委員3名、申請者の代理人、事務局と現地を見てまいりました。非農地になったのが非常に残念ですが、現地は荒れ放題で再生は不可能と見てまいりました。ご審議の程お願いいたします。

○委 員

13日に農業委員、推進委員、申請者、事務局と現地を見てまいりました。
現地は以前は水田でありましたが、農道もなく何十年も耕作していない状況であり、灌木、竹が生えている状態でした。ご審議の程お願いします。

○委 員

17日9時に農業委員、推進委員、事務局、立会人と現地を見てまいりました。
3番、4番は隣接しており、何十年も耕作されていない状況でありました。おそらく減反政策が始まった頃から耕作されていないのではないかと見てまいりました。5番は申請者が50年前に相当な田、畑、山林を買収しており、当時は梅の木を植えていたが、現在は荒れ放題であります。ご審議の程お願いします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
事務局並びに、担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第4号については、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第4号については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《議案第5号 第1回農用地利用集積計画(案)について 》

○議 長

次に、議案第5号「第1回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から10番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第5号「第1回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。10ページから12ページをお願いします。利用権設定各筆明細の賃貸借で再設定10件、計26筆の 32,159 m²となります。

(議案第5号1番から10番について朗読:10件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第5号の整理番号1番から10番までについては、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第5号の整理番号1番から10番までについては、集積計画のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案の整理番号11番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により12番委員の退席を求めます。

(委員退席を確認後)

○議 長

それでは、事務局より提案説明を求めます。

○事務局

同議案整理番号11番を説明いたします。12ページをお願いします。利用権設定各筆明細賃貸借で新規設定1件、計1筆の 4,252 m²となります。
(議案第5号11番について朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第5号の整理番号11番については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第5号の整理番号11番については、集積計画のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、12番委員の入場を求めます。

(委員の入場を確認後)

○議 長

次に、同議案の整理番号12番から16番までを議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により4番委員の退席を求めます。

(委員退席を確認後)

○議 長

それでは、事務局より提案説明を求めます。

○事務局

同議案整理番号12番から16番を説明いたします。12ページをお願いします。整理番号12番から15番は、利用権設定各筆明細の賃貸借で再設定4件計6筆の 7,917 m²となります。

整理番号16番は、利用権設定各筆明細の使用貸借で再設定1件、計4筆の 8,230 m²となります。

(議案第5号12番から 16 番について朗読:5件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かございませんか。

○委 員

農地の貸借については中間管理機構での推進はしていないのですか。

○事務局

中間管理機構への集積のお願いはしているのですが、今後は検討させていただきとのこと
であります。

○議 長

他にございませんか

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第5号の整理番号12番から16番までについては、集積計画のとおり決定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第5号の整理番号12番から16番までについては、集
積計画のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、4番委員の入場を求めます。

(委員の入場を確認後)

○議 長

次に、同議案の整理番号17番を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

整理番号17番を説明いたします。13ページをお願いします。利用権設定各筆明細の賃貸借で農地中間管理機構分です。新規設定1件計2筆の 2,785 m²となります。

(議案第5号17番について朗読:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。
議案第5号の整理番号17番については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第5号の整理番号17番については、集積計画のとおり決定いたします。

《議案第6号 第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

○議 長

次に、議案第6号「第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

14ページから15ページをお開きください。議案第6号「第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。15ページ賃貸借は新規設定10年1件2筆2,785 m²、使用貸借は新規設定7年8ヶ月、1件3筆5,042 m²です。

(整理番号1番から2番を朗読:2件)

○農林課

配分計画の利用内容について前回農業委員会総会で意見があったことについて、回答させていただきます。まず、前回の総会で意見がありました普通畑、水田等の記載を具体的な作物名で記載するようお願いするとのことでしたが、長崎県農業振興公社に確認したところ、農地中間管理機構に関する貸借については、農業者にとって利用しやすいような取扱いにするために、集積、配分計画変更届等の手続きを軽減できるように、公社としては考えているということです。

そういうことから、利用内容を具体的に記載すると、その内容が県の公告をされることになり、耕作作物を変更する場合には変更届を提出し、公告も変更する必要があるものであります。そのため、耕作者にとって手続きが繁雑ならないように利用内容については、普通畑等の記載をし、配分計画の手続きを行なっているものです。また、配分計画の資料の記載について、A to A 等が分かるように、地権者の氏名についてもお願いするとのことでしたが、配分計画(案)の総会資料の記載については、平成30年度第2回総会から地権者についても表示するよう準備を進めております。今回の資料は前回同様の表記としていますので、ご了承ください。

○議 長

ただ今、事務局並びに農林課より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委 員

前回、普通畑とした場合の問題になったのは、転作等交付金などで普通畑とすれば交付されないのではないかという点であった。地目が田であれば、そのまま利用も田と記入された方が持ち主、借主とも理解しやすいのではと思うのですが、その点についてはどうですか。

○農林課

転作交付金の判断については、事業内容の箇所ではなく、地目で判断するということでしたので、制度については問題ないとのことでしたので、この記載でも支障はないとのことでした。

○委 員

記載は普通畑ではおかしいのではないかと、地目が田であれば田として利用することもあるので、普通畑ではなくて田の方がどちらでも良いのではないのか。

○農林課

田について、利用の記載が普通畑であれば普通畑で利用していただくことになりますが、ただ、裏作で耕作する場合があります。当事者同士で事前に話し合っただき協議の上で利用の記載をしていただくとの公社からの回答でした。

○委 員

要は、我々地権者や借りた方普通畑であっても、地目は田であって変更していないと、転作交付金について、変わりはないと周知してもらいたい。その点が一人歩きしているので交付金がもらえないのではないかとされますので周知してもらいたい。

○委 員

この件は、私も確認したところ、自分たちも知らないとの話であった。田のままでいいのではないかと、何で管理機構がそうしているのか本人たちは全く知らなかった。むしろ田の地目でいいのではないかと、この際はっきりしてほしい。そのまま田でいいのではないかと思います。

○農林課

集積・配分計画については、本人さんに表示内容を確認していただいて押印してもらっている。確認はしてもらっていると思いますが、集積協力金の取組みの中でハードスケジュールでの事務の取り扱いをさせていただいているので、地権者や受益者に周知が不十分であったところもあると思います。今後は周知をさせていただきますのでご理解をお願いします。

○委 員

作物がソルゴーとかイタリアンであるとか何をつくりますかとのことで、普通畑と記載されたと思います。本人はイタリアンをつくるから田と思っている。だから、我々が思っているのとそちらが思っているイタリアン、ソルゴーでも普通畑でも水を溜めなくてもできるという考えでそうしているで

しょうけど、その時にソルゴーであれば普通畑を記載させていただきますと確約はとってないんですね。

○農林課

計画書を作成して押印していただく際に、誤りがないか本人に確認していただいています。その際の説明で本人さんに理解していただくところが、こちらの説明も不十分であった点もあると思います。ただ、地目も田のところは田と表示されていますので、その判断をしていただくことになると思います。

○委 員

判りました。そこら辺の周知をお願いします。

○委 員

今、農地中間管理機構の中で、集積面積が5ヘクタール以上であれば基盤整備事業ができるものであります。負担金も機構が負担するものですが、そうした時に水田も畑でもできるんです。しかし、そうした時に普通畑と表示されたら田、畑とわからなくなる。この事業が田平で計画されていますが、間違いの元になるのではないかと思います。

○農林課

今の意見については、確かに田、畑と表示されていますが支障が出るのではないかとのご意見でしたので、再度農業振興公社に確認し、次回の総会で回答させていただきます。

○委 員

地目が畑、田となる場合、中間管理機構を利用した場合は賃借料については変わらないのですか、判っていれば回答願いたい。

○農林課

現在、農業委員会が公表している平均賃料を参考にして賃料の設定をしておりますが、法外な賃料が設定されている場合は、公社の方から指導が来ている所です。

畑であれば10アールの平均賃料が約4千円程度となっています。田については地区で違いますので法外な賃料が設定されていないか判断させていただいている。畑については実際の賃料の事例が少ないのですが、平均賃料として参考とさせていただいている。

○委 員

地目が田と畑では賃料が違うということですね。前回の問題は畑で借りているか田で借りているかで賃借料が変わってくる。

○農林課

賃料の判断については、地目が畑か田で判断するような形となっている。

○委 員

借り手が畑で借りたものか、田で借りたものか、どちらの名目で判断するのか。

○農林課

賃料については地目で判断させていただいている。

○委 員

地目で判断することとありますが、今年は米をつくる、次の年は違うのをつくるとなっても、地目は変わらないのでそれで判断してほしい。そういう意見があったと管理機構に話してほしい。

○議 長

農林課も再確認して次回総会に報告することよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長

そういうことで、よろしくお願いします。他にありませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第6号に対する意見については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第6号に対する意見については、配分計画のとおり決定

いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議長に委任することに決しました。

日 程・第6(閉 会)

○議 長

これをもちまして、平戸市農業委員会 平成30年度 第1回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 午前11時23分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

主査 山本 寿子

議事録署名

平成30年5月18日

会 長 丸 田 保 印

1 番委員 蜜 山 隆 満 印

5 番委員 本 山 勝 茂 印